

津福公園防災型大型複合遊具設計・設置業務公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「津福公園防災型大型複合遊具設計・設置業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 津福公園防災型大型複合遊具設計・設置業務委託
- (2) 業務内容 防災型大型複合遊具を設計・施工一括方式により設置する業務（詳細は「津福公園防災型大型複合遊具設計・設置業務委託の要求水準」のとおり）
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和7年2月19日まで
- (4) 業務場所 久留米市津福本町
津福公園内児童用遊具ゾーン
(別添) 津福公園計画図に示された20m×30m範囲

3. 予算額

見積額の上限は42,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. 実施形式 公募型

5. スケジュール

令和6年	5月27日(月)	公募開始(公告日)
令和6年	6月10日(月)	参加申込の受付締切
令和6年	6月13日(木)	質問書の提出期限
令和6年	6月17日(月)	質問書に対する回答期限
令和6年	6月18日(火)	資格審査の結果通知
令和6年	6月18日(火)	企画提案書の受付開始
令和6年	7月8日(月)	企画提案書の提出締切
令和6年	7月12日(金)	【予定】プレゼンテーション案内通知
令和6年	7月17日(水)	【予定】プレゼンテーションの実施
令和6年	7月31日(水)	【予定】審査結果通知書の送付
令和6年	8月中旬頃	契約締結

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものであり、かつ本業務を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有しているものとする。

なお、公告日から契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

【一般事項】

- (1) 久留米市競争入札参加資格（とび・土工・コンクリート）に登録されている企業で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・ 久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
 - ・ 久留米市以外の福岡県内 県税
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開

始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

【本業務に関する要件】

- (1) 過去10年以内に、国又は地方公共団体が発注した工事・業務委託において、契約額3,000万円以上の複合遊具等の設置を施工し、又は設計・施工した実績を有する者であること。
- (2) 福岡県に本社、支社または営業所がある企業
- (3) 一般社団法人日本公園施設業協会のSP及びSPL表示認定企業であること。
- (4) 一般社団法人日本公園施設業協会技術者資格認定制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する技術者を配置できること。
- (5) 参加申込者と直接的かつ恒常的(3か月以上)な雇用関係にあり、大型複合遊具の設置経験がある1・2級土木施工管理技術士、もしくは1・2級造園施工管理技士の資格を有する主任技術者を配置できること。

7. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び要求水準等に関する質問については、質問書（様式第1号）を電子メールに添付して、「17. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 期限

令和6年 6月13日（木）午後5時15分まで（必着）

(3) 回答方法

令和6年 6月17日（月）までに、質問書（様式第1号）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、要求水準及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、ウ、エは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

ア 参加申込書（様式第2号） 1部

イ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書） 1部

ウ 納税（滞納なし）証明書（下記参照） 1部

エ 役員等調書及び照会承諾書（様式第3号）

オ 委任状 1部（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）

※本市の入札参加資格者名簿登録者の場合、イ、ウ、エ、オは不要。県内の支社営業所等が入札及び契約等を行う場合、イ、エは不要。また、必要に応じ使用印鑑届等の書類を記入すること。

[納税等証明書]

申請者区分に従って法人・個人別に○または△がついている証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

所在地区分	税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人
市外 (県外)	国税等	法人税、所得 税、消費税及び 地方消費税	国税に未納が ない証明（納税証 明書その3の 3）	国税に未納が ない証明（納税証 明書その3の 2）
	福岡県税	法人事業税、個 人事業税	福岡県税に未納 がない証明	福岡県税に未納 がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市 県民税、固定資 産税、軽自動車 税	久留米市税に滞 納がない証明	久留米市税及び 国民健康保険料 に滞納がない証 明
	久留米国保	国民健康保険	—	

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(2) 提出期間及び時間

令和6年5月27日(月)から令和6年6月10日(月)(土日祝日を除く)までの
午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたこ
とが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受
付けける。郵送事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9. 企画提案書作成方法

企画提案書は、「津福公園防災型大型複合遊具設計・設置業務委託の要求事項」等関連資
料の内容を踏まえ、作成にあたっては下記の事項に留意すること。

(1) 様式等の形式

ア 様式 A4版縦型・長辺綴じ

イ 文字 フォントサイズ11ポイント・横書き

ウ 提出部数 10部(正1部、副9部)。副9部は会社名等を記載しないこと。

上記のほか、提案書の電子データをCD-R等に格納し1枚提出。

(2) 構成とポイント

ア 提案書は、下表に示す構成とすること。

イ 提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。

ウ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。

エ 提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと。

	構 成	ポ イ ン ト	様 式
1	表紙	正・副のいずれかに○をつけること。 副には、会社名等を記載しないこと。	様式第5-1号
2	企画提案書	提案項目ごとに作成すること。	様式第5-2号 ～ 様式第5-7号

3	提案遊具のパー ス図	各パース図において子どもなどの人物を入れたパース図と入れないパース図をそれぞれ作成するものとする。子どもなどの人物を入れる場合は、身長を130cm～150cmとし、人数を30人程度とする。また、遊具と子どものスケール感を必ず合わせること。 ・人物の入っていないパース図（通常時3パターン及び災害時3パターン） ・人物の入っているパース図（通常時3パターン及び災害時3パターン） なお、パース図の方向は、下記の3パターンを基本とする。 (1)正面の人目線からの視点、(2)正面上方からの視点、(3)裏面上方からの視点	任意様式（通常時3パターン及び災害時3パターン） A3サイズ
4	配置図及び構造 図	遊具の平面図（安全領域を入れる）・立面図及び側面図（各踊り場などの高さが分かるように）の三面図 なお、立面図及び側面図には、子ども（身長130cm・140cm・150cm）を3人及び大人（身長170cm）を2人示し、高さの分かる水平線を示すこと	任意様式 A3サイズ
5	遊びの機能が示 された説明資料	何種類の遊び機能があるかがわかるようにリストなどを付け、特徴ある遊び要素にはわかりやすい写真等を付けること。その際には、遊び機能を持つものだけを示し、階段などのアイテムは外すこと。	任意様式
6	防災機能が示さ れた説明資料	要求水準を満たしていることが確認できること。	任意様式
7	その他部材等の 必要に応じた補 足説明資料	部材の材質や調達性（日本製、海外製、特許の有無等を明示）	任意様式
8	完成後15年間 に必要となる維 持管理費用を1 年毎にまとめた 維持管理ランニ ングコスト表		任意様式
9	配置予定技術者 届出書	業務を的確に実施するための、人員配置、担当技術者の資格等について記載のこと。	様式第6号
10	施工実績届出書	本業務に活かすことのできる同種・類似業務実績をそのポイントとともに記載のこと。	様式第7号
11	見積書（価格提 案書）	本業務に係る見積書を提出すること。また、工事内訳書を添付すること。	様式第8号 様式第9号

(3) 提出期間及び時間

令和6年6月18日（火）から令和6年7月8日（月）（土日祝日を除く）までの午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 提出方法及び提出先

「8. 参加申込の手続き（3）、(4)」と同じ。

10. 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会
が審査する。なお、参加者が1者のみの場合は、本プロポーザルを中止することがある。

(1) プレゼンテーション実施日

令和6年7月17日（水）【予定】

(2) 実施場所

企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(3) 提案時間 20分

(4) 質疑応答 20分

(5) 参加人数 4人以内

(6) 留意事項

ア パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、久留米市が
準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。パソコンは提案者が用意す
ること。

イ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記
載は行わないこと。

11. 候補者の選考方法

評価項目ごとの評価点の合計が最も高い者を候補者とし、次点の者を次順位候補者とす
る。提案点の合計の6割を基準点とし、基準点以上の提案を選定の対象とする。なお、合
計点が同じ場合は、提案価格の金額が最も安価な者を契約相手方の候補者として選定す
る。

12. 審査結果

(1) 通知方法 プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。

(2) 通知時期 令和6年7月31日（水）【予定】

13. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合

ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条
件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

カ 価格提案書の金額が3. 予算額を超過した場合

14. 契約の締結

候補者を決定した後、企画提案書に記載された内容を反映しつつ、必要に応じて候補者
と協議し当該業務の仕様書を作成し、その仕様書に基づいて見積書を徴取し、契約を締結
する。

なお、契約締結過程において、候補者が失格事項に該当することが判明した場合など、
契約が合意に至らなかった時は、次順位候補者と契約交渉を行う。

15. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28
日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとす
る。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示
となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候
補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

16. その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「17. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

ア 提案書の提出は、1社につき1案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 提案の履行について

ア 提案書は契約書に綴じ込み、提案内容は責任を持って履行すること。

イ プレゼンテーションで回答した内容で、提案書に記載のないものについては、仕様書の別紙として記載し、契約書に綴じ込み、責任を持って履行すること。

ウ 提案書の内容及びプレゼンテーションの回答内容は、見積金額の範囲内とする。

エ 提案内容の履行については、発注者と履行の確認方法や確認時期について協議を行い、発注者と受託者双方で確認するものとし、完成検査時に履行結果を提案履行報告書として提出すること。

(4) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 異議申立

申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(6) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

17. 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市都市建設部公園緑化推進課（担当：青戸・六田）

電話 0942-30-9085 ファクシミリ 0942-30-9707

電子メールアドレス kouen@city.kurume.fukuoka.jp